

# 第Ⅵ章 設計審査

## 1 設計審査

設計審査は、指定工事業者が行う給水装置工事の適正な施行を確保するため、当該工事の設計図書等によって、設置しようとする給水装置の構造、使用材料、施工方法が政令第6条に規定する基準及び本施行指針に適合していることを確認するために行うものである。

### 1. 1 受付

次の提出書類により受け付け、記載内容を確認する。なお、設計審査において、提出書類の内容について説明を求められることがあるので、提出は当該給水装置工事を専任した給水装置工事主任技術者(以下、「主任技術者」という)が必ず持参すること。

#### 1 「給水装置工事認可(申込)申請書(表)・同(裏)」(施行規程様式第1号)

##### (1) 工事の種類(新設・増設・改造・臨時・移設・移動・消火栓・分水)

当該給水装置工事に該当する種類を選択し、○が付いていること。

##### (2) 設置場所

当該給水装置を設置する住所が記入されていること。

##### (3) 加入口径・戸数( mm× 個)

当該給水装置工事における加入口径及び戸数が記載されていること。

##### (4) 給水栓数

当該給水装置工事で設置する給水栓数が記入されていること。

##### (5) 指定給水装置工事事業者名

当該給水装置について、所有者等から委任を受けて工事を施工する指定工事業者の名称が記入されていること。

なお、記入されている指定工事業者が、本市の指定給水装置工事事業者に登録されているか確認すること。

##### (6) 給水区域((南アルプス市・芦安簡易)水道事業)

当該給水装置の設置場所に該当する給水区域を選択し、○が付いていること。

##### (7) 申請者(所有者)

当該給水装置工事の申請者(兼給水装置の所有者)の住所、氏名、電話番号が記入され押印されていること。また、申請日が記入されていること。

##### (8) 委任状

###### ① 給水装置工事事業者

当該給水装置工事を施工する指定工事業者の住所、氏名、電話番号が記入されていること。

② 主任技術者

主任技術者の氏名が記入され押印されていること。

なお、記入されている主任技術者が、指定工事業者の主任技術者として選任されているか確認すること。

③ 所有者

指定工事業者に工事を委任する当該給水装置所有者の住所、氏名が記入され押印されていること。上記（７）と同一であることも確認すること。

（注）記入に際しては、必ず直筆（法人の場合はゴム印（代表者の氏名必須）でも可）で記入されていること。直筆でない場合は受理できないので、訂正すること。

（９）金額欄

当該給水装置工事の内容に沿って、該当する加入金及び手数料の金額及びその合計が記入されていること。

なお、各項目の金額については、給水条例第２９条「加入金」及び同第３０条「手数料」に定める額を確認すること。

（１０）同意書

① 土地所有者

当該給水装置の設置場所の土地を所有している者の住所、氏名が記入され押印されていること。

② 家屋所有者

当該給水装置を設置する建物（家屋等）を所有している者の住所、氏名が記入され押印されていること。

③ その他利害関係者

その他当該給水工事の施工に関して同意の必要な者（例：土地、家屋等共有所有者）の住所、氏名が記入され押印されていること。

（注）上記①から③の記入に際しては、必ず直筆（法人の場合はゴム印（代表者の氏名必須）でも可）で記入されていること。直筆でない場合は受理できないので、訂正すること。

（１１）見取図

「第Ⅴ章 １．３ 作図」の記載方法に従い作成されていること。

（１２）メーター設置場所

「第Ⅴ章 １．３ 作図」の記載方法に従い作成されていること。

２ 「給水装置工事設計平面図・立面図（設計）」（施行規程様式第４号）

「第Ⅴ章 １．３ 作図」の記載方法に従い作成されていること。

3 「給水装置工事使用材料一覧表（1次側）（表）・同（2次側）（裏）」（施行規程様式第5号）

「第V章 1. 3 作図」の記載方法に従い作成されていること。

なお、自己認証品を使用する場合は、基準適合証明方法欄に「自己認証」と記入するとともに、自己認証を証明する書類（成績証明書等）が添付されていること。

4 工事に関する同意承諾の取得確認に係る書類

(1) 念書

当該給水装置工事の施行に際し、本施行指針に基づく指導内容に沿わない事項が発生した場合、その内容を確認し、完成後の順守・承継を目的として作成する。

例①：口径ごとに定められた基準水栓数の最高水栓数を上回るメーターを設置する場合（基準水栓数については、「第II章 表II-5-18」参照）

例②：メーター設置場所の番地と家屋等建物の建築場所の番地が異なる場合

例③：集合住宅等で1次側給水管の管理区分について明確にする必要がある場合

(2) 公図

当該給水装置の設置場所を確認するための添付書類

(3) 土地登記簿謄本

上記「1（10）同意書①土地所有者」を確認するための添付書類

(4) 建築確認申請書

上記「1（10）同意書②家屋所有者」を確認するための添付書類

## 1. 2 審査内容

1 次の項目について、給水装置の構造、使用材料、施工方法が政令第6条に規定する基準及び本施行指針に適合していることを審査し、同時に設計に必要な事項の調査がなされていることを確認する。

なお、書類の記載内容及び設計内容に不備がある場合は、その訂正及び改善方法を指示し、修正させる。

(1) 分岐箇所

分岐箇所の適否、配水管の位置、管種、口径、布設状況、道路舗装種別等。

(2) 使用水量

所要水量、使用形態等。なお、受水槽式給水方式の場合は、所要水量と受水槽容量との適正な関係を確認。

- (3) 配管  
使用管種の適否、配管位置の適否、構造の適否、管防護の適否（防食、逸脱防止、防寒等）。
  - (4) 逆流防止  
逆流防止装置設置位置の適否、吐水口と満水面との間隔の適否等。
  - (5) 取付け器具の適否。
  - (6) 給水管口径の適否（水理計算書等に基づく）。
  - (7) 止水栓及びメーターの設置位置等（給水条例第16条「水道メーターの設置」）
  - (8) 集合住宅におけるメーターについては、設置位置の規則性、受水槽以下装置にメーターを設置する場合は、「特殊集団住宅申請書」（南アルプス市特殊集団住宅に対する給水の特別措置に関する規程別記様式）の確認。
  - (9) その他必要と思われる事項。
- 2 逆流によって水質を汚染する可能性のある施設への給水については、水質事故を防止するため次の点に留意する。
- (1) 一般用と工場用が併用となる給水装置については、工場用の給水装置はできるだけ受水槽以下の装置とするよう指導する。
  - (2) 井戸水を併用する場所については、それぞれの配管状況（口径、材質、布設位置等）を調査し、上水と接続することのないよう厳重に注意する。  
なお、工事検査の際慎重な確認を行うため、申請書類受付時に配管状況の詳細説明を求めるとともに、「給水装置工事認可（申込）申請書」の「1 工事の種類」欄へ「井戸水使用」と明記させること。
  - (3) 飲用水システムのほかに消火用水システムがあるものについては、水質汚染が発生しない構造とするよう指導する。

### 1. 3 設計審査手数料

- 1 徴収額  
給水条例第30条「手数料」に定める額とする。
- 2 徴収方法  
管理者による審査合格後、発行される納付書をもって手数料等を徴収する。なお、新設工事手数料及び完成検査手数料についても同一の納付書となるので、予納にて徴収する。

### 1. 4 審査後の事務

- 1 「給水装置工事認可（申込）申請書」への記入  
審査合格後、「審査合格印」欄に審査合格年月日を記入（押印）する。また、同日付けで納付書を発行する。

手数料等の納付確認後、「給水装置工事認可証（施行規程様式第6号）」の交付をもって工事承認とし、その際「領収印」欄に承認年月日を記入（押印）する。

2 その他提出書類への記入

その他提出書類の各欄に必要な事項を記入する。

3 工事記録簿の取扱い

法施行規則第36条第6項の規定により、指定工事業者は施行した給水装置工事（法施行規則第13条に規定する軽微な変更を除く。）ごとに、同条第1項の規定により指名した主任技術者に工事に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保管することとなっている。

4 その他

設計審査完了後、工事内容に変更が生じた場合には、「第IV章 2 工事変更等の取扱い」による。

## 1. 5 分水工事又は撤去工事を指定工事業者が施行する場合の取扱い

配水管からの新規分岐等の分水工事又は既設給水管の撤去工事を指定工事業者が施行する場合は次による。

1 承認要件等

配水管からの分岐工事や道路下の配管は、適正な工事が行われなかった場合に水道施設を損傷させたり、道路の陥没事故等を生じさせるおそれがある。また、配水管に汚染物質等が混入した場合には広範囲な水質事故を生じることになる。このことから、適正な施工を確保するため、指定工事業者が施行する分水工事又は撤去工事は、次の要件を満たすものを承認する。

- (1) 法施行規則第36条第2項の規定により、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させることとなっている。

よって、給水管の配管工事に従事する時は、職業能力開発促進法に基づくことや、管種・口径に応じ、下記資格等を保有している者の作業指導の下で行うこととし、工事着工に先立ち技術者の資格の証しとして登録証、修了書、受講証の写しを提出し、管理者の確認を得ること。

ア 水道用GX形ダクタイトイル鑄鉄管

(ア) 日本水道協会：「配水管技能者（耐震継手）」登録者

(イ) 日本ダクタイトイル鑄鉄管協会：「JDPA継手接合研修会（耐小）」受講証保有者

イ 水道配水用ポリエチレン管

配水用ポリエチレンパイプシステム協会：「水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会」受講証保有者

- (2) 道路の掘削及び復旧工事について実務経験を有すること。
- (3) 上記資格又は実務経験の確認のため、必要な書類を提出すること。
- (4) 不陸陥没等、緊急を要する場合は、直ちに出勤し必要な措置を行うこと。

2 指定工事業者の誓約事項

指定工事業者は次の誓約事項を厳守するものとする。

- (1) 工事の施工に当たっては、関係法令、条例等を順守すること。
- (2) 工法、その他工事に必要な事項については、管理者が定める本施行指針に従うこと。
- (3) 指定工事業者は、給水装置工事（道路の掘削及び復旧を含む）に起因する損害賠償等は、申請者と連帯して責任を負うこと。
- (4) 工事に起因して問題が生じた場合は、指定工事業者及び申請者の責任において解決すること。
- (5) 道路の復旧工事については、道路管理者が定める基準に基づき速やかに施工すること。

3 工事立会いの申込み

分水工事又は撤去工事は、担当職員立会いが必要となるので、事前に施工内容の確認及び施工日時の調整を行い、立会い日の予約を取得すること。

## 2 給水装置の構造及び材質の確認

法第25条の4第3項の規定により、主任技術者は担当する給水装置工事の完成後、工事の適否、給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることを確認しなければならない。

### 2. 1 政令で定める給水装置の構造及び材質の基準

- 1 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- 2 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 3 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 4 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 5 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 6 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 7 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

### 2. 2 給水装置の構造及び材質の基準に関する技術的細目

主任技術者は、施行する給水装置を政令第6条に規定する基準に適合させるために、構造・材質基準で定める技術的細目を熟知し、使用材料や施行した給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認しなければならない。

なお、構造・材質基準において、次の項目について具体的な基準が定められている。

- 1 耐圧に関する基準
- 2 浸出等に関する基準
- 3 水撃限界に関する基準
- 4 防食に関する基準
- 5 逆流防止に関する基準
- 6 耐寒に関する基準
- 7 耐久に関する基準